

令和5年9月21日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的
な方針（基本方針）第八に定める血液製剤代替医薬品について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局長より各都道府県知事に対し、標記の通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

血液製剤代替医薬品の取扱いについては、令和3年1月22日付け薬生発0122第9号厚生労働省医薬・生活衛生局長名による同名通知（以下、「令和3年通知」という。本会より令和3年2月4日付文書で案内）において示されてきたところです。

本通知は、今般、薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和5年度第1回運営委員会において、令和3年通知の必要性について議論された結果、廃止が妥当とされことに伴い、本通知の発出日より廃止することとなったことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267